平成２２年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市保城953番地１　市住３棟307号
債務者　ＡＣＯＳＴＡ　ＴＥＬＬＯ　ＪＯＲＧＥ　ＬＵＩＳ
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８６号
兵庫県姫路市継103番地６
債務者　廣田　直樹
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８７号
兵庫県姫路市継103番地６
債務者　廣田真奈美
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７４号
広島市西区己斐本町２丁目１－３－405、住民票上の住所広島市西区己斐上５丁目12番10―304号
債務者　岡部みつ子（旧姓秋井）
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１８号
広島県大竹市立戸３丁目５番19の202号
債務者　豊　美保子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０１号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目１番26―201号
債務者　藤原裕香里
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２号
香川県丸亀市三条町1505番地５　高塚ハウス
債務者　矢野　美香
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２９６号
愛媛県松山市北吉田町372番地15
債務者　川本　直美
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号
福岡県久留米市合川町1259番地
債務者　横山　征子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４８号
北九州市小倉南区津田新町１丁目16番12号
債務者　坂口　寛子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９５号
北九州市小倉北区白銀２丁目６番３―204号
債務者　山本　律子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４４号
北九州市八幡西区楠橋南１丁目12番51号
債務者　三澄　　孝
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５５号
北九州市小倉北区片野２丁目５番21号
債務者　山田　力生
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２９号
大分市大字上宗方311番地　三和コーポ明磧706
債務者　姫野　美樹（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７号
北海道小樽市塩谷１丁目11番633号、前住所北海道小樽市幸４丁目29番３号　佐々木コーポ
債務者　阿部　一二
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５１号
秋田県潟上市天王字長沼85番地26
債務者　佐藤　高志
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２号
秋田県潟上市天王字長沼85番地26
債務者　佐藤　　緑
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４号
長野県安曇野市穂高牧425番地１
債務者　藤原　　浩
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所松本支部